

損害賠償等対策アドバイザーの設置について

【趣旨】

福島原発事故に伴う放射能除染や農業及び観光業等における風評被害等、個人や事業所等が被った損害に対する賠償について、法律の専門的な知識がなく、また、組織的な賠償請求のできない市民や個人事業主等が、円滑かつ迅速に損害賠償に繋げること並びに風評被害等で疲弊した地域の復興を支援するため、アドバイザーを設置する。

【必要性】

- 原発事故の損害賠償において、個人請求の多くが専門的な知識の壁等に阻まれ、十分な賠償が行われていない。
- 自治体による除染に先んじて実施した除染について、国の補助金の遡及適用は受けられない。
- 個人等が行う除染経費について、自治体によっては単独事業として上限額を定めた補助制度を設けているが、限度額を超えた除染費用の負担が課題となる。
- 補償を受けるだけでなく、地域の復興についても助言を受ける。

【報償】

- 現在依頼している放射能対策アドバイザーと同額としたい。
 - 県外 50,000円/回(交通費込)
 - 県内 30,000円/回(交通費込)

【スケジュール】

- ① アドバイザー設置及びプロジェクト見直しについての意思決定
(幹事会・本部会議)
- ② 損害賠償プロジェクトチームの立ち上げ(課題の抽出等)
- ③ 損害賠償の総合的な窓口としての枠組み(那須塩原モデル)検討
- ④ 市民への周知

※アドバイザーは2名(損害賠償・復興支援等)を選任予定。

損害賠償等対策アドバイザーの選任

佐藤 康之 (さとう やすゆき)

現 松田総合法律事務所

経歴

平成15年 3月 東京大学工学部都市工学科 卒業
平成19年 3月 一橋大学大学院法学研究科法科大学院修了
平成20年12月 弁護士登録(東京弁護士会所属)

【選任理由】

佐藤弁護士は、復興まちづくり支援に関する著作や講演歴も多数あり、弁護士としての知見のみならず、復興支援に精通しているため。

【活用計画】

- 損害賠償請求(個人・事業所等)に係る相談・手続き支援
- 風評被害等による復興支援